

キャッシュカードの法律施行前被害 補償についてのご説明

1. 法律施行前被害の補償について (キャッシュカード規定を準用して補償します)

当行は法律の趣旨を尊重し、法律施行前に発生した被害について下記基準により補償を検討させていただきます。ただし、キャッシュカード規定に基づく補償の場合と同様、お客さまのカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行所定の調査をさせていただくなど、お客さまにご協力いただく必要があります。また、被害状況の調査等に時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

2. 補償基準について

補償の検討対象は、法律施行日より2年を遡った平成16年2月1日以降に発生した偽造、盗難による被害とし、当行所定の届出書により申し出を受けた個人の方を対象といたします。

補償検討の対象とする取引等は、預金者保護法に定められた個人預金者のキャッシュカードによる預金の不正な払戻しによる被害額とし、手数料、利息は補償の対象となりません。また、法律で対象外となる被害については補償いたしません。

被害発生時にカードの盗難届が当行へ提出され、かつ、警察署への被害届が提出されていることが必要です。補償の範囲は当行への盗難届提出日の30日前までに発生した被害額とします。

お客さまは当行所定の調査等にご協力をお願いいたします。

お客さまに「故意」、「重大な過失」、「過失」があった場合や、盗難カードによる被害において当行への通知が被害発生日の30日後までに行われなかった場合などには、補償を受けられない場合がございます。

また、お客さまのカードや暗証番号の管理・登録状況等により、補償額が減額される場合がございます。当該払戻しについて、加害者等から被害額の全部または一部を回収した金額がある場合、当行は当該回収金額についての補償は行いません。

補償にあたっては、預金者保護法並びに当行キャッシュカード規定に準ずるほか、お客さまとの協議を踏まえて決定させていただきます。

3. 補償額の減額または補償を受けられない可能性のある場合について

【偽造カードによる被害】 ・お客さまに「故意」、「重大な過失」があった場合

【盗難カードによる場合】

- ・お客さまに「故意」、「重大な過失」、「過失」があった場合
- ・カード盗難の当行への通知が被害発生日の30日後までに行われなかった場合
- ・お客さまのご親族、同居人、家事使用人などによる払戻しの場合
- ・お客さまが当行への説明において虚偽の説明をした場合
- ・戦争、暴動等に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

(注) 盗難カードとは、盗取された真正カードをいいます。紛失、詐欺、恐喝により生じた被害は法律で補償対象外となります。

4. お客さまの「重大な過失」または「過失」について

詳しくは「重大な過失または過失となりうる場合」の説明書をご確認ください。
(説明書は当行窓口までお申し出ください)